

精神の障害にかかる障害認定の留意点（指示・依頼）

宛先	本部		ブロック本部			事務センター				年金事務所				
	各部 (全)	関係部	管理部	相給部	適徴部	厚年 G	国年 G	年給 G	記録 G	適用課	徴収課	国年課	記録課	相談室
	○			○				○						○

情報提供先	相談センター	社労士会	健保協会	機構健保
	レ	レ		

本部関係部

障害年金業務部、年金相談部

目的・趣旨

平成23年7月1日【給付指 2011-195】「国民年金・厚生年金保険障害認定基準の一部改正」（指示・依頼）にてお知らせした精神の障害の改正に関して、厚生労働省年金局事業管理課より留意点について周知するよう指示がありましたのでお知らせします。

ポイント（内容）

- 今回の知的障害及び発達障害にかかる障害認定基準の見直しについては就労していることをもって直ちに日常生活能力が向上したものと捉え、年金が支給されなくなること等のないように明確化したものです。
- 知的障害者や発達障害者と健常者では働き方が異なることを確認するため、診断書の様式に「就労状況」欄を設け、勤務先、仕事の内容、給与等の情報をできる限り収集することとしました。
- しかしながら、障害基礎年金・障害厚生年金の診断書作成の留意事項において説明（平成23年7月15日【給付情 2011-122】「障害認定基準PDF版の掲載と精神の障害用診断書の様式変更に伴う広報」（情報提供）を参照してください。）しているように、「就労状況」欄の記載については任意記載欄として設けたものであり、「就労している場合は、本人などから聴きとり、できるだけ記入するようお願いします。」となっています。

例えば、給与額などの記載は必須ではなく、聞きとりができた内容を可能な範囲で記入していただくことをお願いしているものですので、この点に十分留意の上、「就労状況」欄に記載がないことをもって返戻する等の取扱いを行うことがないようお願いします。

※ 年金局からの指示は、別添のとおり。

業務処理要領【マニュアル】年金給付（裁定 障害基礎年金請求書、障害給付年金請求書（障害厚生））

照会先
本部年金給付部給付企画G
担当 太田（哲）
連絡先（直通）

審査担当チェック欄 ■

連 絡 票

題 名	精神の障害にかかる障害認定の留意点について	厚生労働省年金局事業管理課			
		課長	補佐	係長	担当
		印	印		印

発行日	平成23年8月22日	回答期限	平成 年 月 日	業務区分	平常分・法改分
-----	------------	------	----------	------	---------

連 絡 ・ 質 問 ・ 要 求

以下の内容について障害認定事務担当者及び障害認定審査医員に周知願いたい。

また、全国の障害認定審査医員に対し、趣旨等を説明する場を設けるなど、運用の統一化を図るようお願いする。

「国民年金・厚生年金保険障害認定基準の一部改正について」（平成23年6月30日年発0630第1号）により精神の障害のうち、知的障害及び発達障害にかかる認定要領を改正したところがありますが、今回の改正では特に、知的障害者及び発達障害者の就労に伴う日常生活能力のとらえ方について明確化したものです。

これは身体障害者が就労する場合と異なり、知的障害者や発達障害者が仕事をするためには、多くのサポートが必要であり、働けることをもって直ちに日常生活能力が向上したものと捉えることのないよう考え方を整理しました。

すなわち、就労先が就労支援施設のほか、一般企業であっても仕事の内容やサポートの状況を確認し、明らかに健常者と同様の仕事ができる程度に改善している場合を除き、就労したことや収入が上がったことにより年金を支給停止すること等のないように明確化したものです。

これらを確認するため、診断書の様式に「現症時の就労状況」欄を設け、勤務先、仕事の内容、ひと月の給与等をできる限り収集することとしています。また、「障害基礎年金・障害厚生年金の診断書作成の留意事項」において、「就労している場合は、本人などから聴き取り、できるだけ記入するようお願いいたします。」と説明しているように、当該欄は任意記載欄として設けたものであり、例えば、給与額などの記載は必須ではなく、聞きとりができた内容を可能な範囲で記入していただくことをお願いしているものです。

ついては、この点に十分留意の上、知的障害及び発達障害を含む「精神の障害」の診断書中、「現症時の就労状況」欄に、給与額などの記載がないことをもって返戻する等の取扱いを行うことがないよう留意願いたい。

受付日	平成 年 月 日	回答日	平成 年 月 日	日本年金機構			
回 答 ・ 意 見				部長	グループ長	企画業務役	担当者

				受付日	平成 年 月 日	受理者	
--	--	--	--	-----	----------	-----	--

障害基礎年金・障害厚生年金の診断書作成の留意事項

表面

《精神の障害》

国民年金 厚生年金保険 給付保険

診断書 (精神の障害用) 様式第120号の4

氏名 (フリガナ) 生年月日 昭和 年 月 日 生(歳) 性別 男・女

住所 都道府県 市区

① 障害の原因となった傷病名 ICD-10コード()

② 傷病の発生日 昭和 年 月 日 平成 年 月 日

③ ①のため初めて医師の診察を受けた日 昭和 年 月 日 平成 年 月 日

④ 傷病が治った(症状が固定した状態を意味)かどうか 平成 年 月 日 確定 確定

⑤ 症状のよくなる見込み 有・無・不明 ⑥ 既往症

⑦ 障害者の氏名 請求人との続柄 聴取年月日 年 月 日

⑧ 発病から現在までの病歴及び治療の経過、内容、就学・就労状況等、期間、その他参考となる事項

⑨ 診断書作成医療機関における初診年月日 平成 年 月 日

⑩ これまでの発育・養育歴等(出生から発育の状況や教育歴及びこれまでの履歴までできるだけ詳しく記入してください。)

ア 発育・養育歴 イ 教育歴 ウ 職歴

エ 治療歴(書ききれない場合は⑪備考欄に記入してください。)(※同一医療機関の入院・外来は分けて記入してください。)

医療機関名 治療期間 入院・外来 病名 主な療法 転帰(軽快・悪化・不変)

⑪ 現在の病状又は状態像(該当のローマ数字、英数字を○で囲んでください。)

⑫ 左記の状態について、その程度・症状・処方薬等を具体的に記載してください。

前回の診断書の記載時とは異なり(前回の診断書を作成している場合は記入してください) 変化なし 2 改善している 3 悪化している 4 不明

I 抑うつ状態 1 思考・運動抑制 2 興奮性・興奮 3 長うつ気分 4 自殺企図 5 衰弱 6 その他()

II そう状態 1 行為心逸 2 多歩・多動 3 感情高揚・興奮性 4 思考奔逸 5 高直性・検知過敏性亢進 6 高直性 7 その他()

III 幻覚妄想状態等 1 幻覚 2 妄想 3 させられ体験 4 思考形式の障害 5 誤し・奇異な行為 6 その他()

IV 精神運動興奮状態及び昏迷の状態 1 興奮 2 昏沈 3 拒絶・拒食 4 減退思考 5 運動行為 6 自傷 7 興奮・無反応 8 その他()

V 統合失調症等狭義状態 1 自傷 2 感情鈍麻 3 意識の減退 4 その他()

VI 意識障害・てんかん 1 意識減退 2 (夜間)せん妄 3 もろろろ 4 錯乱 5 てんかん発作 6 不眠状態 7 その他()

てんかん発作の状態 発作のタイプは記入上の注意参照

1 てんかん発作のタイプ (A B C D) 2 てんかん発作の頻度(年間 回、月平均 回、週平均 回、日平均 回)

VII 知的障害等 1 知的障害 ア 程度 イ 中等度 ウ 重度 エ 最重度 2 認知症 3 その他() 4 学習の困難 ア 読み イ 書き ウ 計算 エ その他() 5 実行機能障害 6 注意障害 7 その他()

VIII 発達障害関連症状 1 相互的な社会関係の質的障害 2 言語コミュニケーションの障害 3 限定した常同的で反常的な関心と行動 4 その他()

IX 人格変化 1 人格変化 2 無関心 3 無気 4 その他()

X 服用、依存等(薬物等) 1 服用 2 依存 3 離脱

XI その他 []

①障害年金の支給を求める傷病名を記入します。該当するICD-10コードを必ず記入してください。

⑦特に知的障害や発達障害については、これまでの状態を参考としますので、できるだけ詳しく記入するようにしてください。

過去の障害の状態について記入する場合は、現症日までの状況を当時のカルテに基づいて記入してください。

年金の請求時又は障害状態確認届を前回作成している場合は記入してください。

該当する病状や状態像に○を付けてください。

VI てんかん発作のタイプは次の通りです。 A:意識障害を呈し、状況にそぐわない行為を示す発作 B:意識障害の有無を問わず、転倒する発作 C:意識を失い、行為が途絶するが、倒れない発作 D:意識障害はないが、随意運動が失われる発作

※本人の障害および状態に無関係な欄は、斜線で消してください。

①の傷病のために初めて医師の診療を受けた日を記入します。診療録で初診が確認できるときは、「診療録で確認」に○を付けてください。確認できないときは、「本人の申立て」に○を付けて、申立て年月日を記入してください。

記入漏れがないようお願いいたします。

程度・症状を具体的に記入してください。投薬治療を行っているときは、処方薬名や用量なども記入してください。

《お願い》 この診断書は、障害年金の障害等級を判定するために、作成をお願いしているものです。 記入漏れや疑義が生じた場合は、作成された医師に照会させていただくことがありますので、ご承知置きください。

※ 氏名・生年月日・住所など記入漏れがないかご確認ください。

本人の申立ての場合には、その旨を記載した年月日を記入してください。

《お願い》本文書の欄は、記入漏れがないように入力してください。

本人の障害の程度及び状態に無関係な欄には記入する必要はありません。(無関係な欄は、斜線により抹消してください。)

「日常生活能力の判定」は、一人で生活している場合を想定して判断してください。(1)～(7)の項目に判断の基準となる例がありますので参考にして、該当する項目の□にレ印(チェック)を付けてください。

ここでいう「行わない」は、障害の性質上の行動であり、性格や好き嫌いなどで行わないことは含みません。

就労している場合は、本人などから聴きとり、できるだけ記入するようお願いします。

診断時に判断できない場合は、「不詳」と記入してください。

「①障害の原因となった傷病名」欄に神経症圏(ICD-10コードが「F4」)の傷病名を記入した場合で、「統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害」または「気分(感情)障害」の病態を示しているときは、その旨と示している病態のICD-10コードを記入してください。

記入漏れがないようお願いします。

ウ 日常生活状況 1 家庭及び社会生活についての具体的な状況 (ア) 現在の生活環境(該当するものを○で囲んでください。) 入院・入所・在宅・その他() (施設名) 同居者の有無(有・無) (イ) 全般的状況(家族及び家族以外の者との対人関係についても具体的に記入してください。) [] 2 日常生活能力の判定(該当するものにチェックしてください。) (判断にあたっては、単身で生活するとしたら可能かどうかで判断してください。) (1)適切な食事・配膳などの準備も含めて適量をバランスよく摂ることができるなど。 自発的にできるが時 自発的かつ適正に行うこ 助言や指導をしても □できる □には助言や指導を必 □とはできないが助言や指 □できない若しくは行 要とする □導があればできる □導があればできる □わかない (2)身辺の清潔保持・洗面、洗濯、入浴等の身の衛生保持や着替等ができる。また、 自発的かつ適正に行うこ 助言や指導をしても □できる □には助言や指導を必 □とはできないが助言や指 □できない若しくは行 要とする □導があればできる □導があればできる □わかない (3)金銭管理と買い物-金銭を効力で適切に管理し、やりくりがほぼできる。また、一人で 買物可能であり、計画的な買い物ができるなど。 □できる □はおおむねできるが時 助言や指導があればで □できない若しくは行 要とする □には助言や指導を必 □導があればできる □わかない (4)通院と服薬(薬・不薬)-規則的に通院や服薬を行い、病状等を主治医に伝えることがで きるなど。 □できる □はおおむねできるが時 助言や指導があればで □できない若しくは行 要とする □には助言や指導を必 □導があればできる □わかない (5)他人との意思伝達及び対人関係-他人の話や意見を聞き、自分の意思を相手に伝える、集団的 行動が行えるなど。 □できる □はおおむねできるが時 助言や指導があればで □できない若しくは行 要とする □には助言や指導を必 □導があればできる □わかない (6)身辺の安全保持及び危機対応-事故等の危険から身を守る能力がある。通常と異なる事 態となった時に他人に援助を求めたりなどを含めて、適 正に対応することができるなど。 □できる □はおおむねできるが時 助言や指導があればで □できない若しくは行 要とする □には助言や指導を必 □導があればできる □わかない (7)社会性-銀行での金銭の出入りや公共施設等の利用が一人で可能。また、社会生活 に必要な手続きが行えるなど。 □できる □はおおむねできるが時 助言や指導があればで □できない若しくは行 要とする □には助言や指導を必 □導があればできる □わかない		3 日常生活能力の程度(該当するものを○で囲んでください。) ※日常生活能力の程度を記載する際には、状態をもっとも適切に 記載できる(精神障害)又は(知的障害)のどちらかを併用してくだ さい。 (精神障害) (1) 精神障害(病的体験・残症状・認知症・性格変化等)を認め るが、社会生活は普通にできる。 (2) 精神障害を認め、家庭内での日常生活は普通にできるが、社 会生活には、援助が必要である。 (たとえば、自発的な家事をこなすことはできるが、状況や季節が変化し たらすと困難を生じることがある。社会行動や自発的な行動が適切に 出来ないことある。金銭管理はおおむねできる場合など。) (3) 精神障害を認め、家庭内での単純な日常生活はできるが、時 に応じて援助が必要である。 (たとえば、習慣化した外出はできるが、家事をこなすために助言や指導 を必要とする。社会的対人交流は乏しく、自発的な行動に困難があ る。金銭管理が困難な場合など。) (4) 精神障害を認め、日常生活における身のまわりのことも、多く の援助が必要である。 (たとえば、着く適正を欠く行動が見受けられる。自発的な発言が少な い。あっても発言内容が不適切であったり不明瞭であったりする。金銭管 理ができない場合など。) (5) 精神障害を認め、身のまわりのこともほとんどできないため、 常時の援助が必要である。 (たとえば、家庭内生活においても、食事や身のまわりのことを自発的に することができない。また、在宅の場合に通院等の外出には、付き添いが 必要な場合など。) (知的障害) (1) 知的障害を認めるが、社会生活は普通にできる。 (2) 知的障害を認め、家庭内での日常生活は普通にできるが、 社会生活には、援助が必要である。 (たとえば、簡単な漢字は読み書きができ、会話も意思の疎通が可能で あるが、抽象的なことは難しい。身辺生活も一人でできる程度) (3) 知的障害を認め、家庭内での単純な日常生活はできるが、時 に応じて援助が必要である。 (たとえば、ごく簡単な読み書きや計算はでき、助言などがあれば作業は 可能である。具体的な指示があれば理解ができ、身辺生活についても おおむね一人でできる程度) (4) 知的障害を認め、日常生活における身のまわりのことも、多く の援助が必要である。 (たとえば、簡単な文字や数字は理解でき、保護的環境であれば単純作 業は可能である。詳細に指示することであれば言葉での指示を理解し、 身辺生活についても部分的にできる程度) (5) 知的障害を認め、身のまわりのこともほとんどできないため、 常時の援助が必要である。 (たとえば、文字や数字の理解力がほとんどなく、簡単な手伝いでもでき ない。言葉による意思の疎通がほとんど不可能であり、身辺生活の処理も 一人でできない程度)
エ 現職時の就労状況 ○勤務先 ・一般企業 ・就労支援施設 ・その他() ○雇用体系 ・障害者雇用 ・一般雇用 ・自営 ・その他() ○勤続年数(年 ヶ月) ○仕事の頻度(週に()日) ○ひと月の給与(円程度) ○仕事の内容 ○仕事場での援助の状況や意思疎通の状況	オ 身体所見(神経学的な所見を含む。) カ 臨床検査(心理テスト(知的障害の場合には、知能指数、精神年齢を含む。)) キ 福祉サービスの利用状況(障害者自立支援法に規定する自立訓練、 共同生活援助、共同生活介護、在宅介護、その他障害福祉サービス等)	
① 現職時の日常生活活動能力及び労働能力(必ず記入してください。) ② 予後(必ず記入してください。) ③ 備考		

「日常生活能力の程度」は、知的障害以外の精神疾患であれば(精神障害)欄の、知的障害であれば(知的障害)欄の(1)～(5)のいずれかに○を付けてください。

なお、発達障害については、知的障害と同様の症状が顕著にあらわれている場合は(知的障害)欄に記入していただいて構いません。

●日常生活能力の程度を判断するに当たり、各項目に記載している例を参考にして、生活全般を総合的に判断してください。

知的障害や発達障害の場合は、知能指数または、精神年齢を必ず記入してください。

障害者自立支援法による障害福祉サービスなどを利用しているときは、種類や内容を記入してください。

できるだけ詳しく記入してください。

てんかん、知的障害、発達障害、認知症、高次脳機能障害などは、小児科、脳神経外科、神経内科、リハビリテーション科、老年科などでそれぞれの疾患の専門医師として従事している方であれば精神科の医師でなくても作成することができます。

上記のとおり、診断します。平成 年 月 日 (精神保健指定医 号)

病院又は診療所の名称 所在地 診療担当科名 医師氏名 印